

京都府公立大学法人教職員の給与等の特例等に関する規程

平成 25 年 7 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 36 号

(教職員の給料等の月額の特例)

第 1 条 京都府公立大学法人教職員給与規程(平成 20 年京都府公立大学法人規程第 15 号。以下「給与規程」という。)第 6 条第 1 項各号に規定する給料表の適用を受ける教職員の給料月額は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)において、給与規程第 6 条から第 11 条まで及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成 17 年京都府条例第 47 号)附則第 14 項から附則第 16 項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この項において「基礎額」という。)から、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給与規程の規定に基づく手当(期末手当等(期末手当及び勤勉手当をいう。以下この項において同じ。))以外の手当(期末手当等の額を算出する場合における当該算出の基礎となる地域手当を除く。)を除く。)の額並びに京都府公立大学法人教職員退職手当規程(平成 20 年京都府公立大学法人規定第 16 号)の規定に基づく退職手当(以下「退職手当」という。)の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 基礎額に 100 分の 4.3 を乗じて得た額。ただし、給与規程第 6 条第 1 項第 4 項の適用を受ける教職員のうち、次号に掲げる教職員以外の教職員については基礎額に 100 分の 3.0 を乗じて得た額

(2) 平成 25 年 7 月 1 日(特例期間において新たに教職員となった者にあつては、教職員となった日。以下この号において「基準日」という。)において給与規程第 30 条第 5 項の規定の適用を受ける教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 給与規程第 30 条第 5 項の規定により同項の別に定める教職員の区分に応じ同項の規定の適用を受ける教職員に適用される同項の 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合が基準日において 100 分の 5 を超えない場合における当該教職員 基礎額に 100 分の 7.2 を乗じて得た額

イ ア又はウに掲げる教職員以外の教職員 基礎額に 100 分の 7.5 を乗じて得た額

ウ 基準日において次に掲げる教職員に該当する教職員 基礎額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(ア) 給与規程第 28 条第 1 項の規定の適用を受ける教職員(第 3 項において「管理職員」という。)

(イ) 給与規程第 6 条第 1 項第 6 号に規定する指定職給料表の適用を受ける教職員

2 前項第 2 号に掲げる教職員(同号ア又はイに掲げる教職員に限る。)に該当して同項の規定の適用を受ける教職員の給料月額については、同号アに掲げる教職員にあつては同項第 1 号に掲げる教職員に、同項第 2 号イに掲げる教職員にあつては同号アに掲げる教職員に該当して同項の規定の適用を受ける教職員との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 3 管理職員の管理職手当の月額、特例期間において、給与規程第 28 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（理事長の報酬の月額の特例）

- 第 2 条** 理事長の報酬の月額は、特例期間において、京都府公立大学法人役員報酬規程（京都府公立大学法人規程第 4 号）第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。
- 2 京都府公立大学法人教職員給与規程（平成 20 年京都府公立大学法人規程第 15 号）附則第 5 項の一部を次のように改正する。
「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 25 年 6 月 30 日」に改める。
- 3 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員となった者及び平成 25 年 3 月 31 日において京都府組織規程（昭和 30 年京都府規則第 32 号）第 120 条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成 25 年 4 月 1 日付けで法人の教職員となった者のうち、第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する教職員の給料月額は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号）、職員の退職手当に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 30 号）その他京都府職員に適用される給与に関する規定にかかわらず、この規程によるものとする。